

防府市障害福祉施設建替基本設計・実施設計業務委託に関する
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

防府市は、利用者の安全・安心の確保や入所者の生活環境改善のため、防府市障害福祉施設（防府市愛光園、防府市大平園及び防府市なかよし園）の建替えを進めていくに当たり、各施設の課題や施設基準の整理を行い、必要な施設配置や規模設定を行うことを目的として、新施設整備の基本的事項を取りまとめた「防府市障害者福祉施設建替基本計画（以下「基本計画」という。）」を令和6年12月に策定した。

この実施要領に定める防府市障害福祉施設建替基本設計・実施設計業務委託に関するプロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）は、基本計画で示す基本理念と基本方針を踏まえた施設整備に関する基本設計・実施設計業務を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により技術提案等を求め、その内容及び能力等を総合的に比較検討して最も適した設計業者を選定することを目的として実施するものである。

2 業務概要

（1）業務名

防府市障害福祉施設建替基本設計・実施設計業務託

（2）業務内容

防府市障害福祉施設建替に関する基本設計及び実施設計等（詳細は「防府市障害福祉施設建替基本設計・実施設計業務委託特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）による。）

（3）業務の履行期限

契約締結日から令和10年1月31日まで

①建築基本設計

契約締結日から令和8年1月31日まで

②土木実施設計

契約締結日から令和8年12月28日まで

③建築実施設計

令和8年2月1日から令和10年1月31日まで

（4）契約限度額

3か年総額 195,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

（参考）令和7年度支払上限額 建築基本設計業務委託 41,000千円

令和8年度支払上限額 土木実施設計業務委託 23,000千円

令和9年度支払上限額 建築実施設計業務委託 131,000千円

（5）発注者

防府市長

(6) 支払い

各業務履行後に支払うものとする。

3 選定方針

(1) 審査方式

最優秀提案者の選定は、二段階審査方式で行う。

(2) 審査主体

防府市障害福祉施設建替基本設計・実施設計業務委託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査及び評価を行う。

(3) 一次審査

参加表明書等の内容について書類審査・評価を行い、上位5者まで選定する。

(4) 二次審査

一次審査で選定された者について、技術提案書等の内容とヒアリングによる選定委員会の評価を踏まえ、最優秀提案者1者及び優秀提案者（次点者）1者を選定する。

(5) 次点者の繰上げ

最優秀提案者等が契約締結を行わない場合、また、契約までに参加資格を喪失した場合は、次点者の繰上げを行う。

(6) その他

選定委員会の委員については、本プロポーザル手続き完了後に防府市のホームページで公表する。

4 参加資格及び条件

(1) 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する単体企業とする。

ア 建築関係建設コンサルタント業務及び土木関係建設コンサルタント業務で、令和5・6年度防府市建設工事入札参加資格を有している市内業者、準市内業者（市内に営業所等を有しかつ法人市民税が課税されている者）、又は県内に本社または営業所等を有している者であること。

イ 建築関係建設コンサルタント業務及び土木関係建設コンサルタント業務で、令和7・8年度防府市建設工事入札参加資格審査申請書を提出していること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者又は同条第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

エ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所として登録を受けていること。

オ 防府市工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

カ 主要取引先からの取引停止の事実がなく、経営状態が不健全でない者であること。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

ク 防府市暴力団排除条例（平成23年防府市条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、同条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（2）参加条件

上記（1）の参加資格を満たしていることのほか、平成27年4月1日以降に福祉施設の整備（新築、増築、改築の対象延床面積1,000㎡以上のものに限る。）に係る建築設計業務を元請けとして履行した実績を有する者であること。

※福祉施設とは、老人福祉法第5条の3及び介護保険法第8条第25項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項及び児童福祉法第7条第1項の規定による施設並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項で規定する障害福祉サービス事業を行う施設及び児童福祉法第6条の2の2第1項で規定する障害児通所支援事業を行う施設をいう。

5 実施スケジュール（予定）

	項 目	日 程（令和7年）
一 次 審 査	実施要領等の公表	4月28日（月）～5月20日（火）正午
	参加表明書等提出に関する質問書の受付期間	4月28日（月）～5月9日（金）
	質問書の最終回答日	5月14日（水）
	参加表明書等の提出期間	4月28日（月）～5月20日（火）正午
	一次審査	5月22日（木）まで
	一次審査の結果通知	5月26日（月）まで
二 次 審 査	技術提案書等に関する質問書の受付期間	5月26日（月）～6月3日（火）
	質問書の最終回答日	6月6日（金）
	技術提案書等の提出期間	5月26日（月）～6月20日（金）
	二次審査（プレゼンテーション・ヒアリングの実施）	6月下旬頃
	二次審査結果通知	7月上旬頃

6 配置予定技術者の条件

配置予定技術者は令和7年4月1日時点で、当該事務所若しくは再委託先の協力事務所と直接的かつ恒常的に3か月以上の雇用関係を有しており、下記の条件を満たすもの各1名（一部兼務可）とする。

ただし、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の協力事務所が本実施要領「4 参加資格及び条件」の（1）参加資格のウ、オ及びキを満たすこと。

（1）統括責任者

- ア 業務を円滑に進めるため、全体業務を統括的に管理する統括責任者を選任すること。
- イ 統括責任者の下に、「建築」及び「土木」それぞれの管理技術者及び担当技術者を配置すること。
- ウ 統括責任者は、建築または土木の管理技術者を兼任することができる。
- エ 統括責任者は、造成実施設計の実績を有する者であり、技術士（建設部門：道路）、技術士（建設部門：都市及び地方計画）又は一級建築士の登録を受けている者であること。

（2）管理技術者（建築）

- ア 一級建築士であること。
- イ 参加者の組織に所属していること。
- ウ 建築（意匠）主任技術者のみを兼務することができる。

（3）管理技術者（土木）

- ア 技術士（建設部門：道路）又は 技術士（建設部門：都市及び地方計画）の登録を受けた者であること。
- イ 参加者の組織に所属していること。
- ウ 土木の主任技術者のみを兼務することができる。

（4）建築（意匠）主任技術者

- ア 一級建築士であること。
- イ 参加者の組織に所属していること。
- ウ 管理技術者と兼務することはできるが、他の分担業務分野の主任担当技術者を兼任していないこと。

（5）建築（構造）主任技術者

- ア 協力事務所に再委託することができる。
- イ 建築（意匠）主任技術者を除いて、他の分担業務分野の主任担当技術者と兼任することができる。

（6）電気設備主任技術者

- ア 協力事務所に再委託することができる。
- イ 建築（意匠）主任技術者を除いて、他の分担業務分野の主任担当技術者と兼任することができる。

（7）機械設備主任技術者

- ア 協力事務所に再委託することができる。

イ 建築（意匠）主任技術者を除いて、他の分担業務分野の主任担当技術者と兼任することができる。

（８）土木主任技術者

ア 技術士（建設部門：道路）又は 技術士（建設部門：都市及び地方計画）の登録を受けた者であること。

イ 協力事務所に再委託することができる。

※主任技術者とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

※分担業務分野の分類は、次表による。

分担業務分野	業務内容
建築（意匠）	令和６年国土交通省告示第８号別添一第１項第一号において示される「設計の種類」における「総合」
建築（構造）	同上「構造」
電気設備	同上「設備」のうち、「電気設備」に係るもの
機械設備	同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機等」に係るもの
土木	土木（造成）実施設計に係るもの

７ 実施要領等の配布

（１）配布資料

- ・防府市障害福祉施設建替基本設計・実施設計業務委託に関する公募型プロポーザル実施要領
- ・防府市障害福祉施設建替基本設計・実施設計業務委託特記仕様書
- ・防府市障害福祉施設建替基本設計・実施設計業務委託に関する公募型プロポーザル審査要領
- ・防府市大平園・愛光園・なかよし園建替え基本構想
- ・防府市障害者福祉施設建替基本計画（資料編・外構設計編・地質調査編・測量編を含む）

（２）配布方法

防府市福祉部障害福祉課のホームページからダウンロードすること。

(<https://www.city.hofu.yamaguchi.jp/soshiki/59/proposyougai2025.html>)

（３）配布期間

配布期間は「５ 実施スケジュール」を参照すること。

8 担当部署

(防府市障害福祉施設建替基本設計・実施設計業務委託候補者選定委員会事務局)

防府市 福祉部 障害福祉課

〒747-8501 山口県防府市寿町7番1号(本館2階②番窓口)

担 当：古谷、大庭、重田

電 話：0835-25-2387(直通)

F A X：0835-25-2539

E-mail：sfukushi@city.hofu.yamaguchi.jp

9 参加表明書等の提出及び評価基準(一次審査)

(1) 提出書類

次に掲げる書類を各必要部数提出すること。

提出書類		部数	添付書類
様式1	参加表明書	1部	
様式2	業務実施体制表	1部	・会社概要、パンフレット等 ・建築士事務所登録の写し
様式3	業務実績調書	実績各1部 (最大3件)	・実績の内容が確認できる書類
様式4-1	予定技術者調書(建築)	技術者各1部	
様式4-2	予定技術者調書(土木)	1部	
様式5	予定協力者調書	必要時のみ	

(2) 提出方法

ア 提出方法

提出書類は、提出先まで持参又は郵送とする。

郵送による場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期限までに必着とする。

イ 提出期間

提出期限は「5 実施スケジュール」を参照すること。

ウ 提出先

防府市福祉部障害福祉課(本館2階②番窓口)

郵送先は「8 担当部署」を参照すること。

エ 提出書類の受領確認

持参の場合は、受領時に参加表明書(様式1)に、防府市障害福祉課の收受印を押印し、その写しを交付する。

郵送の場合は、配達証明付書留郵便により提出者が確認すること。

(3) 提出書類の記入上の留意事項

ア 参加表明書（様式1）

参加者の所在地、商号又は名称、代表者の職氏名及び電話番号を記入すること。

イ 業務実施体制表（様式2）

添付書類 各1部

- ・会社の概要や業務内容が記載されたパンフレット等
- ・建築士事務所登録の写し

ウ 業務実績調書（様式3）

本実施要領4（2）に該当する福祉施設の実績について、主なものを3件まで記入すること。

また、業務実績は1件につき1枚作成の上、「No」欄に通し番号を振ること。

添付書類 各1部

- ・実績の内容が確認できる書類（契約書の写し、施設の概要が確認できる図面等）

エ 予定技術者調書（様式4-1、4-2）

業務実施体制表（様式2）の予定技術者欄に記載した技術者ごとに1枚作成すること。

建築CPD取得単位は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間に取得した単位とする。

業務実績として記載できるものは、平成27年4月1日から本プロポーザルの募集開始までの間に完了した建築物の設計に関する業務とし、技術者1名につき最大3件までとする。

参加申込書提出時点の手持ち業務が4件以上ある場合は、規模（事業費、面積等）の大きいものから3件まで記入すること。

添付書類 各1部

- ・管理技術者の雇用状況（雇用主、3か月以上の雇用期間等）が確認できる書類
- ・保有する資格を証する書類
- ・定期講習の受講が確認できる書類
- ・建築CPD運営会議が発行する実績証明書
- ・業務実績の内容（発注者、面積、用途、担当業務）を確認できるもの

オ 予定協力者調書（様式5）

他の業者等の協力を得て業務を実施する予定の場合は、協力者の概要と協力業務の内容について記入すること。

(4) 参加表明書等に関する質問の受付及び回答

質問は参加表明書等の作成及び提出に関する事項に限るものとし、次のとおりとする。

なお、特記仕様書に関する質問については、二次審査に際して実施する。

ア 質問の方法

質問は、質問書（様式6）に記入し、電子メールによる提出とする。

また、誤送信等防止のため、メール送信後に「8 担当部署」へ連絡すること。

イ 受付期限

受付期限は「５ 実施スケジュール」を参照すること。

ウ 提出先

防府市福祉部障害福祉課（本館２階②番窓口）

送信先は「８ 担当部署」を参照すること。

エ 質問に対する回答

質問に対する回答は、質問を担当者が受理した日から起算して６日（休日等を除く。）以内に市ホームページ上で公表する。

なお、質問回答書は、本実施要領の追加又は修正として、本実施要領と同様に扱うものとする。

（５）審査

別添の「防府市障害福祉施設建替基本設計・実施設計業務委託に関する公募型プロポーザル審査要領」（以下「審査要領」という。）による。

１０ 技術提案書等の提出及び評価基準（二次審査）

（１）提出書類

技術提案書等の提出者は、一次審査で選定された者とし、次に掲げる書類を各必要部数提出すること。

提出書類		部数
様式７	技術提案書	１部
様式自由	業務実施方針・工程表	正 １部（企業名有り） 副 １２部（企業名なし） ※様式ごとにクリップ留めし、提出すること
様式自由	評価テーマに対する 技術提案	
様式自由	見積書	１部

（２）提出方法

ア 提出方法

提出書類は、提出先まで持参又は郵送とする。

郵送による場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期限までに必着とする。

イ 提出期限

提出期限は、「５ 実施スケジュール」を参照すること。

ウ 提出先

防府市福祉部障害福祉課（本館２階②番窓口）

郵送先は「８ 担当部署」を参照すること。

エ 提出書類の受領確認

持参の場合は、受領時に技術提案書（様式７）に、防府市障害福祉課の收受印を押印

し、その写しを交付する。

郵送の場合は、配達証明付書留郵便により提出者が確認すること。

(3) 評価テーマ

技術提案書（様式7）作成上での評価テーマについては、本実施要領7（1）の本プロポーザルにおける配布資料を参照し、以下の2点とする。

i) 高低差のある敷地特性や施設利用者の活動・生活を考慮した施設整備及び土地利用の考え方

ii) 施設の長寿命化とライフサイクルコストの削減、災害対策、安全対策及び環境対策を総合的に考慮した施設整備の考え方

(4) 提出書類の記入上の留意事項

ア 業務実施方針・工程表（様式自由）

- ・以下の（ア）から（エ）について、実施方針を記入すること。
 - （ア）担当技術者の編成やバックアップ体制等
 - （イ）整備工事の工程表とその管理手法
 - （ウ）コスト削減、工期短縮の取組み
 - （エ）その他（取組意欲、発注者を支援する姿勢、独自提案等）
- ・参加者名が特定される内容の記載をしないこと。
- ・A3版横片面2枚以内とすること。
- ・様式自由、右上部に「業務実施方針・工程表」と記入すること。

イ 評価テーマに対する技術提案（様式自由）

- ・本業務を実施するにあたって、評価テーマに対する方向性や考え方を簡潔に記載すること。
- ・評価テーマに対応した設計の基本的な姿勢や基本方針、設計を進める上で重視する事項及びアピール事項等について記述すること。
- ・提案にあたり視覚的表現による補足が適当と考えられる内容については、その内容を表すのに相応しい適切なイメージ図等による表現を認める。（技術提案における視覚的表現の許容範囲については、国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課のホームページに掲載されている「建築設計業務委託の進め方（平成30年5月）」本文のP49～53に準ずる。）
- ・参加者名が特定される内容の記載をしないこと。
- ・各評価テーマにつきA3版横片面4枚以内、文字は10ポイント以上で作成すること。
- ・様式自由、右上部に「評価テーマに対する技術提案」と記入すること。

ウ 見積書（様式自由）

- ・本業務に係る見積書を作成すること。
- ・見積書記載金額は、本業務の総額（税抜）、消費税額（地方消費税を含む）を別々に記載し、さらにそれらの合計金額を記載すること。
- ・業務別（基本設計・実施設計・解体設計・地質調査）、経費別の内訳がわかるように表示すること。
- ・様式自由、右上部に「見積書」と記入すること。

（５）技術提案書等及び特記仕様書に関する質問の受付及び回答

ア 質問の方法

質問は、質問書（様式６）に記入し、電子メールによる提出とする。

また、誤送信等防止のため、メール送信後に「８ 担当部署」へ連絡すること。

イ 受付期限

受付期限は「５ 実施スケジュール」を参照すること。

ウ 提出先

防府市福祉部障害福祉課宛

送信先は「８ 担当部署」を参照すること。

エ 質問に対する回答

質問に対する回答は、質問を担当者が受理した日から起算して６日（休日等を除く。）

以内に市ホームページ上で公表する。

なお、質問回答書は、本実施要領の追加又は修正として、本実施要領と同様に扱うものとする。

（６）プレゼンテーション等及び審査

別添の「審査要領」及び「５ 実施スケジュール」に従いプレゼンテーション等を実施し、最優秀提案者及び次点者を選定する。なお、会場、開始時間等については、一次審査後に別途通知する。

１ １ 審査及び評価結果の公表及び通知

- （１）参加表明書等の提出者が１者であったとしても、一次審査及び二次審査を行う。
- （２）一次審査については参加表明書等を提出した全ての参加者に、二次審査については技術提案書等を提出した全ての参加者に対し、書面にて結果を通知する。
- （３）一次審査及び二次審査の結果は、本プロポーザル手続き完了後に防府市のホームページで公表する。

１ ２ 契約の締結

（１）契約者の決定

選定委員会が選定した最優秀提案者（優先交渉権者）と協議し、地方自治法第２３４条に定める随意契約により速やかに契約手続きを進めるものとする。

なお、最優秀提案者（優先交渉権者）が応募資格を満たさないと判明した場合又はその他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、選定結果の優秀提案者（次点者）と交渉するものとする。

（２）契約金額

契約金額は、提案された見積書（様式自由）の金額以内とする。

（３）契約書

防府市福祉部障害福祉課作成の契約書による。

（４）契約保証金

契約保証金は、契約金額の１００分の１０以上の契約保証金を納付すること。

ただし、防府市財務規則第１１３条に規定する担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、防府市を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合、又は、過去２年間に国、地方公共団体等と、実施要領２の業務概要に掲げる事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は、契約保証金の納付を免除する。

１３ 失格

参加者が次のいずれかに該当した場合には失格となることがある。

- （１）提出書類等が本実施要領の提出方法に適合しない場合
- （２）提出書類等が本実施要領に示された条件に適合しない場合
- （３）虚偽の内容が記入されている場合
- （４）その他、本実施要領に違反すると認められた場合
- （５）選定委員会委員及び事務局関係者に不当な働きかけをした場合
- （６）審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- （７）本実施要領「４ 参加資格及び条件」及び「６ 配置予定技術者の条件」を満たさなかった場合

１４ その他

- （１）技術提案書等の提出者に選定された者が、技術提案書等の提出を辞退する場合は、速やかに書面（様式自由）により、本実施要領「８ 担当部署」まで、持参又は郵送すること。
なお、辞退した場合でも、これを理由として以後の業務発注等に不利益な扱いを受けることはない。
- （２）本プロポーザルに要するすべての費用は、参加者の負担とする。
- （３）提出書類の不備・不足については、市から指示のあった場合に限り、指示された翌営業日までに提出すること。なお、その後の提出書類の差替え及び再提出は原則として認めない。また、本業務の実施にあたっては、提出書類に記入した配置予定の管理技術者及び主任技術者を原則として変更することはできない。ただし、傷病、死亡、退職等の

やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの承諾を市から得るものとする。

(4) 提出書類の取扱い

ア 提出書類は全て返却しない。

イ 提出書類は、本プロポーザル審査を行う作業に必要な場合、市議会等への説明としての使用及び本プロポーザルに関する記録とする場合を除き、提出者に無断で使用及び複製しないものとする。

ウ 市は、契約締結に至った参加者の提出書類のうち必要と認めるものについては、市のホームページ等において公開できるものとする。この場合において、市から求めがある場合には、参加者は当該資料の電子データを提供するものとする。

(5) 提出書類については、審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成する場合がある。

(6) 参加者は、本プロポーザルに提出した書類等を雑誌、広報その他、一般の閲覧に供する場合は、本実施要領「8 担当部署」の承諾を得ること。

(7) 審査書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じる事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。

(8) 第二次審査において選定された技術提案書の提案内容が、必ずしも実際の設計に採用されるとは限らない。

(9) 以下の者は、本業務に係る建物本体及び附帯する土木工事の建設工事の受注資格を喪失する。

ア 本業務委託を受託した者

イ 本業務に配置される主任担当技術者が所属する協力者

ウ 上記のア及びイと資本面・人事面において関連があると認められた者

(10) 本要領に規定されていない事項が生じた場合は、選定委員会と事務局が協議して決定する。